

# 入札説明書

調達内容等件名 広島市中工場ほか1施設で発生する余剰電力の売却及び広島市中工場ほか4施設で使用する電力の調達の一括契約

公 告 日 令和5年12月14日  
(広島市報調達号外第714号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市環境局施設部中工場

## 項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出
- 6 一般競争入札参加資格確認通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所等
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

別添

（余剰電力の売却関連）

- ・ 予定余剰電力量及び実績（R3～R5実績及びR6予定）
- ・ 令和6年度 月別余剰電力計画値（30分値）
- ・ 令和3年度～令和5年度 月別余剰電力実績値（1時間値）
- ・ 中工場及び安佐南工場から各施設への予定自己託送電力量
- ・ 各燃料区分でのバイオマス比率（令和4年度参考値）

（電力の調達関連）

- ・ 令和3年度～令和5年度最大使用電力日における負荷曲線（契約電力500kW以上のみ）
- ・ 令和3年度～令和5年度使用電力量実績の内訳及び令和6年度使用電力量推計（契約電力500kW以上のみ）
- ・ 使用予定電力量及び令和3年度～令和4年度実績（契約電力500kW未満のみ）
- ・ 令和3年度～令和5年度 日別・時間別使用電力量の実績（契約電力500kW以上のみ）

一般競争入札参加資格確認申請書

履行実績調書

入札参加資格の確認に係る納税証明書についての説明及び申立書

入札書（指定様式）（様式1-1）（様式1-2）

入札附属書（様式2）

入札附属書（様式3-1）

入札附属書（様式3-2）

入札附属書（様式4）

委任状

仕様書等に関する質問書（指定様式）

入札書等の提出について

1 契約者

広島市

2 契約担当部局

〒730-0826

広島市中区南吉島一丁目5番1号

広島市環境局施設部中工場

電話 082-249-8517 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市中工場ほか1施設で発生する余剰電力の売却及び広島市中工場ほか4施設で使用する電力の調達の一括契約

ア 広島市中工場ほか1施設で発生する余剰電力

(ア) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第17条第1項第2号に定める方法による再生可能エネルギー電気の供給（以下「卸供給制度」という。）を希望する場合

予定余剰電力量 64,454,340 kWh（1年間）

|                            |                |
|----------------------------|----------------|
| 非再生可能エネルギー余剰電力量            | 38,949,474 kWh |
| 卸供給制度に係る<br>再生可能エネルギー余剰電力量 | 25,504,866 kWh |

(イ) 卸供給制度の利用を希望しない場合

予定余剰電力量 38,949,474 kWh（1年間）

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 非再生可能エネルギー余剰電力量 | 38,949,474 kWh |
|-----------------|----------------|

イ 広島市中工場ほか4施設で使用する電力

予定使用電力量 3,617,151 kWh（1年間）

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

(5) 履行場所

広島市環境局施設部中工場ほか4施設（仕様書のとおり。）

広島市中区南吉島一丁目5番1号ほか4か所

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要な事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和6年1月11日（木）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本市から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 平成30年4月1日から開札日までの間のいずれの日においても、地方公共団体に対する金銭債務の履行遅滞がない者であること。
- (6) 次に掲げる事項を証明した者であること。

平成30年4月1日以降に履行を開始した、1つの履行期間が1年以上であり、19,000,000kWh以上の余剰電力売電契約の履行実績を有している者であること。

#### 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本市から一般競争入札参加資格確認申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

##### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市のホームページ

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和6年度案件（市長部局）」（以下、同じ。）からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

##### ア 交付期間

入札公告の日から令和6年1月18日（木）までの市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。

##### イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

##### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

##### ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

##### イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

#### ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

#### 6 一般競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

#### 8 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

##### ア 交付期間

入札公告の日から令和6年1月24日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

##### イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

##### (2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

##### (3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。なお、仕様書等に関する質問書は、広島市のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

##### (ア) 提出期間

入札公告の日から令和6年1月11日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

##### (イ) 提出場所及び問合せ先

前記2（契約担当部局）に同じ。

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ア)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

## 9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和6年1月24日（水）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和6年1月24日（水）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本市所定の用紙によること。なお、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじとすること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(エ) 入札金額（参考 履行期間の予定総額）

余剰電力の売却に係る予定総額（各社において設定した単価を根拠とする、仕様書に示した予定余剰電力量の対価）から電力の調達に係る予定総額（各社において設定した契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とする、仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対する対価）を差し引いた総額を記載すること。なお、余剰電力の売却に係る予定総額よりも電力の調達に係る予定総額が大きくなる場合は、金額にマイナスを記載すること。

(オ) 余剰電力の売却における電力量料金単価（予定余剰電力量に対する契約希望単価）



複数施設をまとめた契約の場合、施設によって異なる単価を記載することも認めます。

- (カ) 電力の調達における基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

複数施設をまとめた契約の場合、施設によって異なる単価を記載することも認めます。

- (キ) 電力の調達における電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

複数施設をまとめた契約の場合、施設によって異なる単価を記載することも認めます。

- (ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

- 2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

- 3 入札金額の訂正は認めない。

- 4 本入札書に記載する入札金額（参考 履行期間の予定総額）は、入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達の合計）により見積もった予定総額を記載すること。

- 5 本件契約に当たっては、前記3(1)アについて卸供給制度の利用が可能である。卸供給制度の利用の希望の有無により、対応する入札附属書を使用すること。なお、卸供給制度の利用の有無については、提出された入札附属書をもって判断することとし、開札後においても、その変更は認めない。

卸供給制度の利用を希望する場合には余剰電力の売却に係る入札附属書（様式3-1）を使用し、卸供給制度の利用を希望しない場合には余剰電力の売却に係る入札附属書（様式3-2）を使用するものとする。

- 6 前記3(1)アについて卸供給制度の利用を希望する場合、卸供給制度に係る再生可能エネルギー余剰電力量の単価には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第6条第2項の規定に基づき認定された調達価格17.00円/kWhは含まないものとし、区分ごとに0.00円/kWh以上の単価を記載すること。

- 7 前記3(1)アについて非再生可能エネルギー余剰電力量の単価には、区分ごとに0.00円/kWhを超える単価を記載すること。

- 8 電力の調達において、割引料金（月額）を適用する場合は、対象施設及び金額が分かるように備考欄に記載すること。

- 9 国がエネルギー価格高騰対策として実施する電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「電気価格激変緩和対策事業」という。）による電力量料金の値引きは、入札金額及び電力量料金単価に反映させないこと（ただし、契約締結後の電気料金の請求に当たっては、当該値引きを請求額に適切に反映させること。）。
- 10 入札に当たっては、次のことを踏まえて入札金額を見積ること。
- ・ 本市を管轄する一般送配電事業者（中国電力ネットワーク株式会社）が、発電側課金の導入その他を内容に含む「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を、令和5年12月1日付けで国に行っており、国の認可を経た場合、変更後の当該託送供給等約款の実施が令和6年4月1日に予定されていること。
  - ・ 令和6年度から、小売電気事業者において、容量拠出金の負担が開始すること。

#### エ 入札附属書の記載項目

本契約は余剰電力の売却及び複数施設の電力の調達の一括契約であるため、入札附属書は余剰電力の売却に係る積算内容、各施設の電力の調達に係る積算内容及び合計した予定総額が分かるように記載するものとする。

余剰電力の売却については仕様書に示した予定余剰電力量に対して、予定余剰電力量の契約希望単価を記載すること。また、電力の調達については仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達の合計）（入札書積算内訳）（様式2）」、「余剰電力の売却に係る入札附属書（入札書積算内訳）（様式3-1、3-2）」、「電力の調達に係る入札附属書（入札書積算内訳）（様式4）」（以下「各入札附属書（様式）」という。）の様式に積算の内訳を記載できない場合は、各入札附属書（様式）を見本に、入札金額（参考 履行期間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

**なお、各入札附属書の積算に誤りがある場合、また、各入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合、提出された入札書と余剰電力の売却に係る入札附属書において卸供給制度の利用についての整合がとれていない場合及び非再生可能エネルギー余剰電力量の単価に0.00円/kWh以下の記載がされている場合は、入札書を無効とする。**

(ア) 入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達の合計）（入札書積算内訳）

- a 標題「入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達合計）（入札書積算内訳 第何回）」
- b 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- c 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
- d 中工場ほか1施設で発生する余剰電力の予定余剰電力量及び1年間の予定総額
- e 各施設で使用する電力の1年間の予定総額及びその合計金額
- f 余剰電力の売却に係る予定総額、各施設で使用する電力の調達に係る予定総額の合計及び余剰電力の売却に係る予定総額から各施設で使用する電力の調達に係る予定総額を差し引いた予定総額

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。
- 2 中工場ほか1施設で発生する余剰電力の1年間の予定総額は、余剰電力の売却に係る入札附属書における余剰電力の売却に係る予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。
- 3 各施設で使用する電力の1年間の予定総額は、各施設の電力の調達に係る入札附属書における各施設の電力の調達に係る予定総額（上段）の110分の100に相当する金額（下段の金額）を記載すること。
- 4 余剰電力の売却に係る予定総額よりも電力の調達に係る予定総額が大きくなる場合は、予定総額の金額にマイナスを記載すること。

(イ) 余剰電力の売却に係る入札附属書（入札書積算内訳）

- a 標題「余剰電力の売却に係る入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- b 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- c 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
- d 予定余剰電力量に対する電力量料金の各月ごとの契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- e 1年間の電力量料金合計金額（余剰電力の売却に係る予定総額）

f 余剰電力の売却に係る予定総額

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。
- 2 電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の電力量料金及び1年間の予定総額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 3 別紙余剰電力の売却に係る入札附属書に示した予定余剰電力量は、供給月の日量を集計したものである。
- 4 余剰電力の売却に係る予定総額には、1年間の予定総額と同額を記入すること。
- 5 電力量料金の単価、各月の電力量料金、1年間の予定総額及び余剰電力の売却に係る予定総額に消費税及び地方消費税相当額は含まない。

(ウ) 電力の調達に係る入札附属書（入札書積算内訳）

- a 標題「電力の調達に係る入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- b 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- c 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
- d 対象とする施設名
- e 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- f 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- g 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- h 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- i 1年間の予定使用電力量、予定総額
- j 対象とする施設の電力の調達に係る予定総額（上段）及び当該合計金額の110分の100に相当する金額（下段）（入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達の合計）の各施設で使用する電力における1年間の予定総額）

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。
- 2 電力の調達に係る入札附属書は対象とする施設が分かるように施設名を明記し、それぞれの施設ごとの予定総額を記載すること。
- 3 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 4 電気価格激変緩和対策事業による電力量料金の値引きは、積算内訳に反映させないこと（ただし、契約締結後の電気料金の請求に当たっては、当該値引きを請求額に適切に反映させること。）。
- 5 別紙電力の調達に係る入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。
- 6 入札に当たっては、次のことを踏まえて入札金額を見積ること。
  - ・ 本市を管轄する一般送配電事業者（中国電力ネットワーク株式会社）が、発電側課金の導入その他を内容に含む「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を、令和5年12月1日付けで国に行っており、国の認可を経た場合、変更後の当該託送供給等約款の実施が令和6年4月1日に予定されていること。
  - ・ 令和6年度から、小売電気事業者において、容量拠出金の負担が開始すること。

#### (4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ、糊付け箇所に「メ」などを記入して封字し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和6年1月25日開札（広島市中工場ほか1施設で発生する余剰電力の売却及び広島市中工場ほか4施設で使用する電力の調達の一括契約）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記2）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをすすめる。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。（別添「入札書等の提出について」参照）

イ 入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「メ」などを記入して封字し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「令和6年1月25日開札（広島市中工場ほか1施設で発生する余剰電力の売却及び広島市中工場ほか4施設で使用する電力の調達の一括契約）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和6年1月25日開札（広島市中工場ほか1施設で発生する余剰電力の売却及び広島市中工場ほか4施設で使用する電力の調達の一括契約）の入札書在中」と朱書し、親展により前記2（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記9(2)）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

#### (5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札（無効となった入札を除く。）の最高価格以下の価格でした入札

オ その他広島市契約規則第8条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年広島市規則第132号）第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

#### (6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達の合計）により見積もった予定総額を記載すること。

イ 入札書には、余剰電力の売却に係る入札附属書及び電力の調達に係る入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額（以下「燃料費等調整額」という。）並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金並びに電気価格激変緩和対策事業による値引きについては、入札金額に含まないものとして入札すること。

なお、燃料費等調整額については、契約書（案）のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、電気価格激変緩和対策事業における対象事業者にあつては、電気料金の請求時において、当該事業において定められた値引きを適切に請求額に反映させるものとする。

(12) 発電側課金

令和6年4月から開始予定の発電側課金は本市負担とし、その支払い方法については、本市と受注者にて協議するものとする。なお、入札価格の算定に当たっては、発電側課金相当額は含めないこと。

## 10 開札

### (1) 開札の日時及び場所

令和6年1月25日開札 午前10時

広島市環境局施設部中工場 6階会議室

### (2) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、1名とする。）

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

### (3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した売却内容及び調達サービスを履行できると本市が判断した入札者であって、予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達の合計）における電力の調達に係る予定総額が電力の調達に係る予定価格以下の場合に限る。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引きにより落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に高い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

## 11 その他



(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。(広島市契約規則第10条第3号)

(3) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに余剰電力の売却に係る入札附属書により見積もった1年間の予定総額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるものに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 余剰電力の売却に係る入札附属書により見積もった1年間の予定総額に対して、保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結し、前記2(契約担当部局)に提出したとき。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

(4) 契約手続における交渉の有無

無

(5) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日(最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日)に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、入札附属書(余剰電力の売却及び電力の調達合計)における、余剰電力の売却に係る予定総額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額と電力の調達に係る予定総額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の合計額に対する入札保証金相当額(5パーセント)の損害賠償金を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本市が交付する。

オ 本契約は、本市が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(6) 契約条項

別紙契約書(案)のとおり。

(7) 本件公告に示した契約のうち広島市中工場ほか4施設で使用する電力の調達は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の歳出予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本市は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(8) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」(以下「協定」という。)及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」(以下「改正協定」という。)の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。